

○蕨市民営自転車等駐車場助成要綱

昭和61年4月15日要綱第4号

改正

平成13年3月30日要綱第20号

平成17年8月23日要綱第61号

平成20年2月27日要綱第12号

平成21年3月31日要綱第14号

蕨市民営自転車等駐車場助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を経営する者に対し、駐車場の管理に要する費用を助成し、もって蕨市自転車等放置防止条例（昭和59年蕨市条例第40号）の目的の達成に寄与することを目的とする。

(助成の対象となる駐車場の要件)

第2条 助成の対象となる駐車場は、次の要件を備えているものでなければならない。

- (1) 一般市民の利用に供されるものであること。
- (2) 継続して5年以上使用される見込みがあるものであること。
- (3) 経営状態等を勘案し安定的な経営が見込まれると市長が認めるものであること。
- (4) 市町村民税を完納している者が経営しているものであること。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、駐車場として利用する面積に相当する土地の固定資産税及び都市計画税の前年度分の税額相当額の2分の1以内とする。

(助成期間)

第4条 助成期間は、助成金の交付初年度から起算して、5年を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、蕨市民営自転車等駐車場助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、当該駐車場を設置した年度の翌年度以後に行うものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかにその可否を決定し、その旨を当該申請者に対し、蕨市民営自転車等駐車場助成金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成事業の内容の変更等)

第7条 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとするとき、又は助成事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

附 則

この要綱は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日要綱第20号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月23日要綱第61号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月27日要綱第12号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日要綱第14号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

年 月 日

蕨市民営自転車等駐車場助成金交付申請書

蕨市長 あて

住 所
申請者
氏 名

㊟

民営自転車等駐車場助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

駐 車 場 の 名 称	
駐 車 場 の 位 置	
駐 車 場 の 面 積	
駐 車 収 容 台 数	
駐 車 場 の 形 態	1 平置き 2 立体 3 特殊装置付
駐 車 場 の 付 帯 施 設	1 屋根 2 フェンス等 3 白線 4 看板 5 その他
営 業 開 始 年 月 日	
1 台 当 た り の 駐 車 料 金	
備 考	

※添付書類 前年度の収支決算を証する書面

この民営自転車等駐車場助成金交付申請のため、必要な市町村民税の納税状況と固定資産税及び都市計画税の金額を確認することに同意します。

住 所
納税義務者
氏 名（自署）

㊟

蕨市民営自転車等駐車場助成金交付・不交付決定通知書

蕨第 号
年 月 日

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

蕨市長 印

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので蕨市民営自転車等駐車場助成要綱の規定により通知する。

助成年度	年度	決 定 区 分	1 交付決定	2 不交付決定
理 由				
交 付 金 額				円
交 付 予 定 時 期		年 月 日		
交 付 条 件		1 助成事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとする場合においては、市長の承認を受けること。 2 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 3 その他の条件		

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、蕨市長に対して異議申立てをすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、蕨市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該蕨市を代表する者は、蕨市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。